

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎
秋田県監査委員 佐藤 正一郎
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半田 直樹
教幼保 ― 1392
令和5年3月20日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎
秋田県監査委員 佐藤 正一郎 様
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半田 直樹

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

令和3年度包括外部監査（県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見 2 監査結果について (1) 指摘事項 【指摘事項1】財務書類の不備に対する指導について (75頁) (事実)</p> <p>県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算関係書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表並びに注記事項、及び附属明細書）や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない開示を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。</p> <p>しかし、今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調査及び県の所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において多数認められた。</p> <p>もちろん、過年度の指摘事項の中には、財務書類についての作成誤謬や会計基準に準拠しない表示に関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。</p> <p>上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・作成すべき財務書類が一部作成されていない（拠点区分別の書類など） ・財務書類間の不整合（貸借対照表と附属明細書の記載内容のうち本来一致すべき項目が一致していないなど） ・会計基準上、記載が必須とされている注記事項が、一部記載されていない ・注記事項における金額が、本表と一致しない（貸借対照表の項目の注記事項に係る金額が、同表残高と一致しないなど） ・不適切な勘定科目の使用（同じ名称の科目が重複している、会計基準に準拠しない名称の使用など） ・資金収支計算書の予算欄に金額が記載されていない ・会計基準で規定されたものより過剰に詳細な区分で表示している ・その他、記載漏れや計算誤り等の誤謬 </div> <p>上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近（令和2年度）の開示財務書類においても不備が修正されていない。</p> <p>（所見） 上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当</p>	<p>（対応済み：幼保推進課）</p> <p>○ 措置の内容</p> <p>1 指導監査に際し法人が作成する自己チェックリストにおいて、定款及び財務諸表並びに計算書類等（注記）の整合を確認するコメントを付した。</p> <p>2 指導監査の執行に当たっては、当該リストに沿って実施し、監査を担当する職員においても関係書類間の整合確認を行う。</p> <p>○ 措置終了時期 令和4年8月</p>

する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

((原則として) 文書指摘とされているケースの例)

- ・作成すべき計算関係書類が作成されていない場合
- ・計算関係書類の様式が会計基準に準拠していない場合
- ・注記事項について計算関係書類の金額と一致しない場合
- ・把握された注記事項が注記されていない場合
- ・附属明細書について計算関係書類の金額と一致していない場合

(「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成)

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感(すぐに修正対応可能であるなど)を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、財務書類の開示の適切性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査(会計監査人監査)を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないことが多く、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の財務内容の適切な開示は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない情報が開示されるように法人を指導監督していくべきである。

【指摘事項2】社会福祉法第59条に規定された書類の公表に関する不備に対する指導について

(77頁)

(事実)

社会福祉法第59条において、社会福祉法人は、以下の書類を所轄庁へ届け出なければならないとされている。

- ・計算関係書類(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第四十五条の二十八第二項の規定(会計監査人監査)の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。))
- ・財産目録
- ・役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を

(対応済み: 幼保推進課)

○ 措置の内容

1 指導監査に際し法人が作成する自己チェックリストにおいて、報酬に関する規定の有無を確認するコメントを付した。

2 指導監査の執行に当たっては、当該リストに沿って実施し、監査を担当する職員においても関係書類の確認を行う。

○ 措置終了時期

令和4年8月

記載した名簿)

- ・報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準を記載した書類
- ・事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類（現況報告書等）

また、社会福祉法第59条の2（及び同施行規則第10条3項）において、社会福祉法人は、以下の書類をインターネット等を通じて遅滞なく公表しなければならないとされている。

- ・定款
- ・上記の計算関係書類のうち、法人単位資金収支計算書
- ・同事業活動計算書・同貸借対照表・同注記事項
- ・役員等名簿
- ・報酬等の支給の基準を記載した書類
- ・現況報告書
- ・社会福祉充実計画等（作成している場合のみ）

インターネット等を通じて公表すべきとされる書類については、所轄庁への届出に当たって「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」を利用し、電子データで届出が行われ、当該データが同システムを通じてインターネット上で閲覧に供されることになる。本システムは、社会福祉法人の運営の透明性を確保すること等を目的に、法人の運営状況及び財務状況に係る情報について、①一覧性・検索性を持たせたシステムを構築し、国民に情報提供できる体制を整備すること、②社会福祉法人が所轄庁へ届出を行う現況報告書、財務諸表等の様式作成を支援し、届出の電子化を推進することにより法人の事務負担を軽減することを主な目的として、独立行政法人福祉医療機構において構築したシステムであり、独立行政法人福祉医療機構のホームページ上で、「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」として開示され、一般の閲覧に供されている。

（参考URL：<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>）

したがって、インターネット等を通じて公表すべきとされる書類のうち、社会福祉法第59条に規定の届出書類と重複しているものについては、本システムでの提出が所轄庁への届出と同義であるということになる。

県の所管部署へヒアリングしたところ、所轄庁に対する届出書類については、毎会計年度終了後、原則として期末日以後3か月以内（6月末まで）に届出されることになっており、その際、届出に漏れがないか、提出書類が適正かの確認を行っているとの回答を得た。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人（全57法人）の本システム上での開示書類（令和3年度公表＝令和2年度決算分）を閲覧した結果、監査実施時点において、一部の法人で以下のような不備が認められた。

書類	法人数	主な不備の内容
計算関係書類（注記事項）	3	・法人単位の注記事項を開示すべきところ、施設（拠点区分）単位の注記事項が開示されている ・中身が全く無関係のファイルが開示されている
報酬等の支給基準	10	・支給基準が公表されていない

（所見）

上記のとおり、「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」での開示書類は、所轄庁である県への届出書類と同義であることから、不備のある書類が開示されている、または開示されるべき書類が開示されていない状況は是正するよう、該当法人に対し速やかに指導すべきである。

また、これらの書類は原則として期末日以後3か月以内（6月末まで）に届出されることとされているのであるから、県の所管部署等は開示書類に漏れがないか、開示書類の内容が適切なものであるか等の確認を届出時に確実にを行うとともに、不備がある場合は再提出を促す等の対策を講じるべきである。

【指摘事項3】社会福祉法人会計基準の適用誤りに対する指導について

（80頁）

（事実）

県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算係書類や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない会計処理を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管法人が開示しているこれらの計算関係書類等につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において認められた。

もちろん、過年度の指摘事項の中には、会計処理に係る誤謬や社会福祉法人会計基準の適用誤りに関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。

上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、以下の通りである。

- ・引当金（賞与引当金、徴収不能引当金等）の要件を充足すると思われるにもかかわらず引当金が計上されていない、または計上の要否が検討されていない
- ・退職給付引当金につき簡便法を適用する場合の、引当金と引当資産の残高の不一致（本来、一致すべきものである）
- ・積立金と積立資産の残高の不一致（本来、一致すべきものである）

（対応済み：幼保推進課）

○ 措置の内容

- 1 指導監査に際し法人が作成する自己チェックリストにおいて、発生主義に基づく引当金計上の状況を確認するコメントを付した。
- 2 指導監査の執行に当たっては、当該リストに沿って実施し、監査を担当する職員においても引当金計上の状況確認が必要となる。

○ 措置終了時期

令和4年8月

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近（令和2年度）の計算関係書類等においても不備が修正されていない。

（所見）

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

（文書指摘とされているケースの例）

- ・積立金と同額の積立資産が計上されていない場合
- ・指摘基準を記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない（問題を隠す等）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則さない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合

（「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成）

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感（すぐに修正対応可能であるなど）を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、社会福祉法人会計基準の準拠性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

特に積立資産（引当資産）の残高が積立金（退職給付引当金）を下回っているケースの場合、本来、特定の目的において積立されているべき資金が何らかの理由によって不足していることになるわけであるから（一般的には、積立資産・引当資産は定期預金の形でその目的の財源として確保しておくことが多い）、その状況に至った経緯や資産の保全が適切かも含めて、法人運営の妥当性の観点からも踏み込んだ指導が必要となる可能性がある。

また、逆に実際に存在している資産の価額にあわせて積立金残高を修正するとするならば、その分当該法人の純資産（正味の財産）が過大であったということを意味し、例えば実態に合わせた修正に伴って債務超過又はそれに近い水準まで悪化することで法人の財務安全性の実態が浮き彫りになる可能性もあるため、財務内容への影響まで踏まえた検討が必要である。

会計上の引当金については、社会福祉法人会計基準でその計上に関するルールが定められているが、税務上の必須項目ではなく、当該法人に税務会計事務所が入っていても見落とされることがあるため、引当金の未計上は発生しやすい誤りである。したがって、計上されていない場合において本当に計上不要かどうかは、引当金の要件に照らして注意して確認する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査（会計監査人監査）を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、

一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないとされており、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督していくべきである。

【意見6】理事の報酬水準に関する監査手続について
(96頁)
(事実)

社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないとされている(社会福祉法第45条の35第1項)。当該報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人側に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。

県の指導監査においては、「指導監査ガイドライン」に基づき、民間企業等の役員報酬水準の統計データなどを参照するとともに上記の観点から法人の支給基準の設定状況について確認が行われているが、「指導監査ガイドライン」では、法人が支給基準を設け、その基準の「検討過程」について内容を問わず何らかの説明ができており、当該基準が評議員会で承認されていれば、金額にかかわらず手続上は問題ないという取扱いになっている。

つまり、法人側が所定の手続に基づいて「不当に高額ではない」という評価をしている場合は、指導監査担当者が疑義を持った場合であっても、踏み込んで指導の対象とするのが難しいことになる。

(所見)

報酬が不当に高額かどうかは相対的な価値判断にならざるを得ず、法人によって経理の状況や諸事情が異なることから、一概に定量基準を設定するのは困難であると思われる。

とはいえ、例えば介護報酬等については高額な理事報酬を含む実質的な剰余金の配当と認められる経費への支出が禁止されている(私立保育所の委託費の用途制限の取扱い)など、法令等に定めがあるものを含め、理事の報酬の妥当性については、社会福祉法人のガバナンス強化という制度改革の趣旨に照らして、監査上の重点事項として慎重に手

(対応予定：幼保推進課)

○措置の内容

1 今後の監査において、実態判断の基準として例示いただいた視点を参考に、慎重な判断を行っていく。

○対応予定時期

令和6年3月

続を実施する必要がある。

また、「指導監査ガイドライン」では法人におけるルールに基づき決定された場合はそれを尊重する立付けになっているが、高度なガバナンスが保持された内部統制制度を有した法人であればともかく、一般的な中小規模の社会福祉法人の現状を鑑みれば、評議員会等の運営自体が形骸化しているという状況も考えられ、その点で形式が整っているだけでは実効性があるとは必ずしも言えない。

したがって、理事の報酬水準に関する監査手続を実施するにあたっては、係るリスクも踏まえ、形式だけでなく実態も勘案して、当該理事が報酬に見合った役務を法人へ提供しているか等まで含めた多角的な検討が行われることが望ましい。

実態判断の基準としては、例えば以下のような視点が考えられる。

- ・常勤理事としての十分な勤務実態があるか、概ね週4日以上役員として専ら法人の経営に参画している事実が認められるか、等
- ・職員給与とのバランスが極端に乖離していないか、財務内容が悪化し職員給与・賞与カットが実施されている状況にもかかわらず理事の報酬がカットされていないということがないか、等
- ・当該報酬を受け取っている理事以外の役員による内部けん制が効いているか、理事会や評議員会において形骸化することなく理事報酬の妥当性につき審議が行われているか

これらの実態に鑑み、理事が報酬に見合った役務の提供を行っていると言い難い状況にあるのであれば、その状況を是正する方向性での助言指導も有益であろうし、短期的に当該状況の改善が見込めないのであれば、その事実をもって現状の報酬水準が不当に高いと言える可能性がある。

【意見7】現況報告書の記載誤りに対する指導について
(98頁)
(事実)

現況報告書は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を所轄庁に届け出る書類であり、「財務諸表等電子開示システム(WAMNET)」により、一般の縦覧に供される情報開示資料である。

一般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人(全57法人)の本システム上での開示書類(令和3年度公表=令和2年度決算分)を閲覧した結果、WAMNETで開示されている現況報告書の記載が実態と異なるケースが複数の法人で多数認められた。

(対応中：幼保推進課)

○ 措置の内容

- 1 提出を受けた現況報告書の内容確認を適切に行い、誤りがあれば訂正を求めている。
- 2 記載誤りのあった法人に対し、次回の現況報告書等の届出前に記載に係る助言・指導を行う。

○ 対応完了年度
令和5年4月

主な記載誤りの具体例は、以下のとおりである。

- ・「13. 透明性の確保に向けた取組状況」における任意事項の情報の有無につき公表している旨の記載があるが、実際は公表されていないケース

13. 透明性の確保に向けた取組状況

13. 透明性の確保に向けた取組状況	
(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
②事業報告	
③財産目録	
④事業計画書	
⑤第三者評価結果	
⑥苦情処理結果	
⑦監事監査結果	
⑧附属明細書	

- ・「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」にて、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」は厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」に規定された支援内容を記載する箇所であるが、当該支援を受けていない（上記に規定された支援業務実施報告書が確認できない）にもかかわらず、顧問税理士や会計事務所の名称を記載しているケース

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況	
(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

（所見）

現況報告書は、社会福祉法人の利用者を含む利害関係者や地域住民等に対する法人の情報開示であるとともに、上記システムを通じて国等が当該報告書を基礎に統計を実施し一般に公開するためにも利用されるものであるから、その記載内容は正確を期すことが必要である。

「任意事項の情報公表」については、所轄庁への届出又は報告事項と重複しており、「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」を通じて所轄庁へ提出されている場合は、これをもって情報公開しているものと誤認している可能性がある。実際は、所轄庁への届出書類のうち、届出により自動的に開示されるのは一部の書類のみであり、上記の「任意事項」に列挙されている書類は、法人が自らのホームページ等で自主的に公開しなければ、届出書類が公開されることはない。

また、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」については、その趣旨が厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」の支援内容を記載することにある。

以上を含め、現況報告書の記載については誤りが多数認められることから、県は、これらにつき法人に対して訂正するよう指導することが望ましい。